

## インドにおける金融包摂に関する動向

今回はインドにおける金融包摂を取り上げる。

「金融包摂」(Financial Inclusion) という用語は、2005年の「マイクロクレジット国際年」に国連が提唱しており、金融サービスに対してニーズのある全ての人々が全ての良質な金融サービスを顧客としての尊厳を維持しつつ、手ごろな費用で便利に利用できる状態を指しており、「社会包摂 (ソーシャル・インクルージョン)」から派生した言葉となる。

金融包摂はSDGs (持続可能な開発目標) においても、ゴール1および8にそれぞれ「マイクロファイナンスを含む金融サービスの確保」および「金融サービスへのアクセスの改善」に関わる項目が掲げられ、推進されている。

世界各国を見渡すと銀行口座を保有し、正規の銀行から融資を受けることが出来る層は限られる。

金融包摂の対象となる金融は「預金できる口座の保有」、「安全な送金」、「適正な金利で行われる融資」、「怪我、病気または天候不順や不作などに備える保険」などとなり、例えば融資の領域で言えば、ノーベル経済学賞を受賞したムハマド・ユヌス氏のマイクロファイナンス (貧困層向けの小口金融) を行うグラミン銀行の取り組みなどが挙げられる。

世界各国で金融包摂に対する政策課題の取り組みが進んでいる。2009年のG20サミットの首脳声明では「最も脆弱な人々への支援の強化」において金融包摂が盛り込まれている。

2014年のG20サミットでは金融包摂のためのより具体的な行動計画が採択され、金融リテラシーの向上と中小企業向け金融の促進、市場の整備として口座開設、送金業務、決済制度の改善などの領域について、更に各国政府の取り組みを拡充すべきとされた。

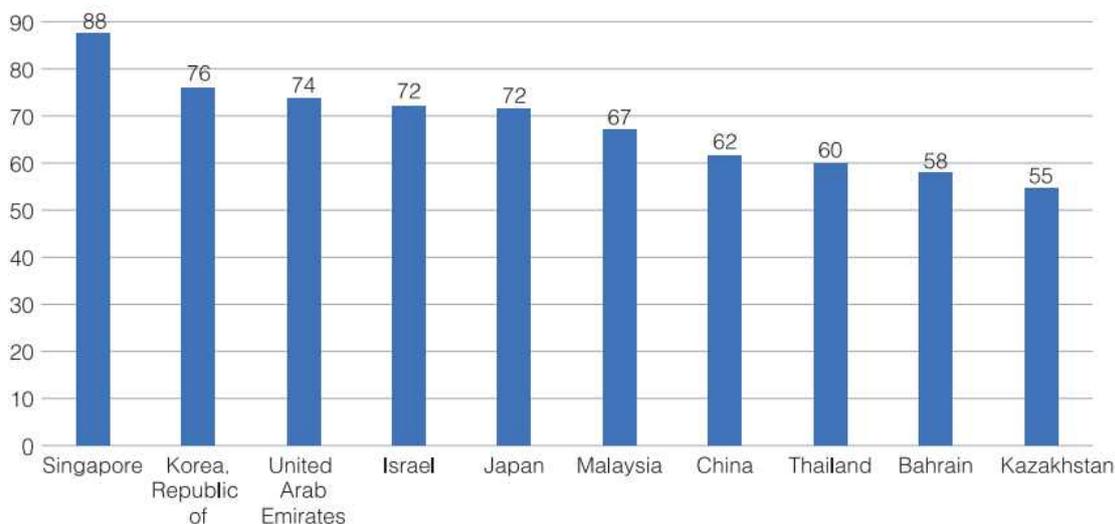
アジアでの金融包摂の発展をさらに促進するため、ボアオ・アジアフォーラムとアジア金融協力協会は2020年6月に報告書「Asian Financial Development Report on Financial Inclusion (金融包摂に関するアジア金融開発報告)」を発表している。

本報告書ではアジア諸国の金融包摂状況を調査し、「Asian Index of Financial Inclusion Ecosystem (アジア金融包摂エコシステム指標、AIFIE)」を算定している。

指標では世界銀行と世界経済フォーラムのデータをまとめ、アジア27か国の金融包摂エコシステムの状況を①事業環境と政府の効率性、②金融環境、③信用業務の状況、④デジタル基盤、⑤金融リテラシー、⑥包摂的金融の6つの観点から客観的に評価している。インド

は正確なデータの取得が不可能とされて、定量評価の対象から除かれたが、総合的な指標に基づくアジア圏での上位国は、シンガポール、韓国、UAE、イスラエル、日本、マレーシア、中国、タイ、バーレーン、カザフスタンなどとなり、他のアジア諸国との格差は大きいとされている。

#### アジア金融包摂エコシステム指標 TOP10



(出所：Asian Financial Development Report on Financial Inclusion)

インドにおいては、政府が金融包摂を国の優先課題とし位置付け、取組みが進められてきた。インド準備銀行は、金融包摂を「低所得者層など社会的弱者が、必要な時に適切な費用で金融サービスを利用できるようになるプロセス」と定義し、借入などの基本的な金融サービスを利用することで、経済的な活動の幅を広げ、結果としてインド社会全体の経済活動が活性化することを目指すとしている。

インドの金融包摂への取組みは、インド準備銀行指導の下で銀行が主導して進められている。

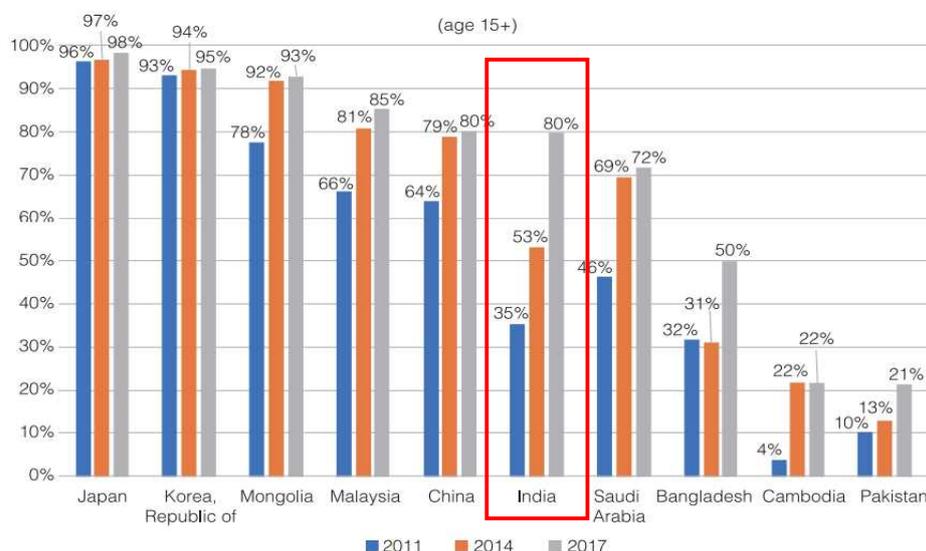
2005年以降に商業銀行の支店数やATMを増やし、2006年には銀行以外の第三者機関のNGOやマイクロファイナンス機関を仲介して銀行サービスを提供するなどの対応を行っている。2011年には人口2,000人以上の村の74,000箇所に、出張所や端末を開設する金融包摂キャンペーン(Swabhimaan)を実施し、主に農村部の対策を行っている。

インドの各銀行はサービスを多様化し、そのサービスは無料で提供されてきたが、一方で最低預入残高を定め、口座管理手数料を徴収するなどしており、一般の国民にとって銀行口座の開設と維持は高いハードルがあった。その後、政府指導により最低預入額や口座管理手数料を不要とする政策が取られ、小規模農家向けにはクレジットカードの発行や、農業部門や中小企業などに貸付の一定額以上を配分する施策も行われてきた。

また、インド政府は 2010 年に指紋による生体認証付の身分証明書（Aadhaar）の発行を開始している。Aadhaar とは、ヒンズー語で「基盤」の意味でインド版のマイナンバー制度である。12 桁の固有番号に住所、氏名、性別、生年月日、顔写真、指紋といった生体情報が紐づけされており、固有識別番号庁「UIDAI（Unique Identification Authority of India）のデータベースで管理、運用されている。これは国の助成金等の社会保障がしかるべき人々に着実に、効率良く行き渡ることを一つの目的であるが、同時にこの証明書が多くの貧困層にとっては、銀行取引、保険等の金融サービスの利用に寄与することになった。

2014 年にモディ首相が金融包摂キャンペーン（PMJDY）を行い、必要書類はこの Aadhaar のみで口座開設ができるようにしている。下記グラフは主要アジア諸国の 2011 年、2014 年、2017 年の金融口座保有割合の推移であるが、インドは人口に対する金融口座保有割合が 2011 年 35%、2014 年 53%、2017 年 80% となり大きくその割合を増加させることになった。

主要アジア諸国の金融口座保有割合の推移



(出所：Asian Financial Development Report on Financial Inclusion)

PMJDY の下で開設される口座はオンライン口座となり、携帯電話番号を登録すると送金、請求、支払、残高照会などのサービスをモバイルバンキングで利用できるようになる。口座開設に付帯してインド決済公社発行のデビットカード（Rupay）も利用できる。一定の条件で 1 世帯に 1 口座まで当座貸越が利用でき、年金や保険への加入サービスが受けることも可能とし、また Aadhaar と銀行口座がリンクするため、政府からの社会給付などもより円滑に受けることができるようにシステム改良がなされている。

政府の金融包摂プログラムは、革新的なテクノロジーを駆使したインフラを基礎に、金融サービスを利用する機会をより多くの貧困層に提供することになる。

PMJDY の成功要因は、政府の深い関与、公的銀行の信頼性、確立された生体認証をベースとする電子検証可能なオンライン国民識別システム（Aadhaar）、以前取り組んだ政策から

の教訓、口座開設の簡素化、モバイルバンキングサービスの提供、2016年11月に発表した高額紙幣廃止政策による銀行口座利用への誘導などが挙げられる。

なお、金融包摂に積極的に取り組むインドであるが、依然として包摂が進んでいない地域があるほか、包摂された人々が実際にサービスを利用していない課題が残されている。

物理的に金融のネットワークをインドで短期間に構築することは難しく、インターネットや携帯電話などのIT技術を活用した推進は、低コストでスピーディーに幅広く金融サービスを提供可能とすることから、いわゆるFinTechによる金融包摂の促進が最重視されることになる。

続いてFinTechを活用して進められるインドの金融包摂について見てみると、2014年にモディ首相が金融包摂に関わる推進キャンペーン（PMJDY）を強く推進するが、一方で物理的に金融のネットワークを広大なインドで短期間に構築することは難しく、インターネットなどのIT技術を活用した推進が積極的に採用され、FinTechによる金融包摂が積極的に推進されてきた。

FinTechとは金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語でITを活用した革新的な金融サービスとされるが、デジタル金融包摂として、公式な金融サービスから除外された人々をインターネットや携帯電話などを通して、FinTech企業や金融機関のサービスを活用できるようにする取り組みが進められている。

アジア金融協力協会の「Asian Financial Development Report on Financial Inclusion（金融包摂に関するアジア金融開発報告）」ではアジア諸国の金融包摂の取り組みについて実例が紹介されており、中国の金融戦略、信用業務、財政・租税政策、カンボジアの信用制度構築、モンゴルと韓国の金融リテラシー、保険意識、国民保護制度、日本の政策金融公庫、信用保証協会、商工中金による政策金融システムなどが取り上げられており、インドについてはUPI（United Payments Interface＝電子決済システム）が紹介されている。



（出所：National Payments Corporation of India）

インドではスマートフォンから支払い、送金が簡単にできる小口決済インフラであるUPIが2016年4月から導入され、キャッシュレス化が進むことになる。UPIを利用することで24時間、リアルタイムで銀行口座間の送金を可能にするが、200以上の銀行やノンバンクが参加し、異なる金融機関同士の送金をスムーズにしている。

UPIを使うには銀行のUPIアプリをインストールする必要がある。アプリをインストール

後に決済用アドレスが割り当てられ、アドレスは「ユーザー名@銀行名」となる。このアプリの利用で①仮想決済アドレス (Virtual Payment Address) で紐づけられた銀行口座との送金と受け取り、②携帯電話の番号と紐づけられた銀行口座との送金と受け取り、③口座番号とインド金融システムコード (Indian Financial System Code) を使った送金と受け取り、④インドのマイナンバーとなるアダールと紐づけられた銀行口座との送金と受け取りを可能にしている。

UPI は銀行口座 (預金通貨) を基盤とした決済システムであるが、預金通貨をデジタル通貨のように使う仕組みとなる。政府が主導し、主要銀行が出資する National Payments Corporation of India (NPCI : インド国立決済公社) が運用する。UPI は政府主導でインフラ整備が推進されており、都市部に限らずインドの各地に拡大することとなる。

UPI の導入により決済サービス市場は Google やウォルマート系など米系大手の大規模化が進むことになった。Google Pay は 2019 年に UPI における 2 億 4 千万件を超える取引を記録しウォルマート傘下の Flipkart が所有する Phone Pe は同月に 2 億 3 千万件の UPI 決済数を計測し、2 億件の Paytm がそれに続いている。Google Pay は取引自体をクレジットカードのネットワーク等に委託する技術構成を取り、アリババやテンセントのように独立した決済システムを構築しておらず、それまでインド市場での弱みとなっていたが、UPI のおかげで取引処理の重要な部分を UPI に委託することで解決され、アンドロイドが市場シェアの 8 割を握るインドにおいて Google Pay が市場のリーダーになった。

一方で影響を受けたのは地場スタートアップの Paytm で、独自のデジタル決済を整備していた Paytm はこの UPI の誕生により、先行者利益と多額の先行設備投資メリットを削がれることになる。NPCI は特定企業の寡占的な UPI 利用を防ぐため、利用上限を設けるなど運用ルールを変更し、競争環境の維持を進める対策も取られている。

コロナ禍における E コマース市場の急成長と現金使用率の減少が、インドの決済インフラの成長を大きく後押ししており、NPCI は同国のオンライン決済システムの処理金額は、今後も大きく増加すると予測されている。

またインド国内で実績を積み上げる NPCI は、UPI のオンライン決済インフラの海外輸出を計画しており、実現すれば政府主導で開発された UPI は国を超えて大規模なプロジェクトへ発展することになる。アマゾンや Flipkart のユーザーが UPI を活用し決済できる仕組みは NPCI が UPI の輸出を進める上で、重要なアピールポイントになり、将来的に東南アジアやアフリカ諸国にこのスキームが輸出され、大きく成長する可能性があると思われる。

インドは人口の 70% が村落に居住しており、金融リテラシーの不足だけでなく、デジタルリテラシーの不足もデジタル金融包摂の障害となっている。FinTech に関連する課題の一つに「金融資産の侵害」が存在する。インドではデジタル化の進展に伴って、オンライン取引

で金銭の損失につながる不正行為が急増しており、2020年には損害額が1兆8,500億ルピーに達し、前年比159%増となった。

またUPIは基本的に解決すべき問題が存在している。新型コロナウイルスの感染拡大により決済の取扱高が急増し、UPIのサーバー負荷が大きく支障が出ている。最も多くの取引を処理するState Bank of Indiaでは、単月に処理した5億1000万件のうち、5.31%が処理エラーになったと公表しており、インドの多くの銀行がインフラの改善、更新の必要があると思われる。

UPIでの決済額の大半は少額で、銀行として多くの利益が得られないことからシステムに対する設備投資に積極的になれない銀行が多い。

今後確実に決済処理できる技術開発とシステム参加者に対する収益面をどのように継続してフォローしていくかが問われており、デジタル金融包摂全体の課題でもある。

—了—

本レポートは情報提供のみを目的として作成したものであり、何らの行動を勧誘するものではありません。  
ご利用に関しては、すべてお客さまご自身でご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。  
本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成していますが、当行はその正確性を保証するものではありません。  
本レポートのご利用によりお客さまがいかなる損失、損害を受けられても当行は一切の責任を負いません。  
本レポートはお客さま限りでご利用くださいますようお願いいたします。